

小中一貫教育の本格開始に伴う入学予定校変更希望制の変更について

学びのエリアを生かした小中一貫教育が本格的に開始されることに伴い、就学事務において学びのエリアの概念を加え、小中一貫の実効性を担保するため、「東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則」を一部改正し、入学予定校変更希望製の制度変更を行い、本年9月から新たな制度で運用します。

1 制度変更の概要

住所毎に入学する学校が指定される通学区域校への入学を原則することは従前通りとしつつ、学びのエリア校であるが通学区域校でない中学校への入学を希望する場合において、抽選となったときに、学びのエリアによる優先を新たに追加します。なお、優先順位は既にある「兄弟」(優先1位)、「調整区域」(優先2位)に次ぐものとなります。

(変更前)

通学区域希望者	入学予定校変更希望制 (通学区域外希望者)		
	兄弟優先	調整区域優先	その他

① ⇒ ② ⇒

(①②の順に優先し、途中で受入可能数を超えた場合は優先枠毎に抽選し当選・補欠順位を決める。)



(変更後)

通学区域希望者	入学予定校変更希望制 (通学区域外希望者)			
	兄弟優先	調整区域優先	学びのエリア 優先	その他

① ⇒ ② ⇒ ③ ⇒

(①②③の順に優先し、途中で受入可能数を超えた場合は優先枠毎に抽選により当選・補欠順位を決める。)

2 学びのエリア

別表(裏面)のとおり

3 規則施行日

令和元年8月1日

4 就学予定者への周知予定(新入学に関するご案内)

令和元年9月初旬。小学校予定者は郵送、中学校予定者は小学校経由(一部は郵送)

別表 学びのエリア

	中学校名	小学校名
1	板橋第一中学校	板橋第二小学校、板橋第六小学校、板橋第七小学校
2	板橋第二中学校	板橋第五小学校、板橋第十小学校
3	板橋第三中学校	板橋第一小学校、板橋第八小学校、中根橋小学校
4	板橋第五中学校	板橋第四小学校、天津わかしお学校
5	加賀中学校	金沢小学校、加賀小学校
6	志村第一中学校	志村第一小学校、志村第三小学校、富士見台小学校
7	志村第二中学校	志村第二小学校、志村第四小学校
8	志村第三中学校	志村第六小学校、蓮根小学校、蓮根第二小学校
9	志村第四中学校	志村小学校、志村坂下小学校、北前野小学校、緑小学校
10	志村第五中学校	舟渡小学校
11	西台中学校	志村第五小学校、高島第六小学校
12	中台中学校	中台小学校、若木小学校
13	上板橋第一中学校	上板橋小学校、常盤台小学校、弥生小学校
14	上板橋第二中学校	上板橋第二小学校、大谷口小学校、向原小学校
15	上板橋第三中学校	前野小学校、上板橋第四小学校
16	桜川中学校	桜川小学校
17	赤塚第一中学校	北野小学校、徳丸小学校
18	赤塚第二中学校	成増小学校、成増ヶ丘小学校
19	赤塚第三中学校	赤塚小学校、赤塚新町小学校、紅梅小学校、下赤塚小学校
20	高島第一中学校	新河岸小学校、高島第一小学校
21	高島第二中学校	高島第二小学校
22	高島第三中学校	三園小学校、高島第三小学校、高島第五小学校